



養育費の確保をサポートします!



徳島市では、コロナの影響が長期化するなか、ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長のために、養育費の不払い解消に向けた支援として、令和3年10月1日より養育費確保支援事業を開始します。

1 公正証書等作成支援補助 将来、養育費の不払いが生じた場合に備え、養育費に関して文書で取り決めをしておくことはとても大切です。

対象者

- ・養育費の取り決めに係る経費を負担した方
- ・養育費の取り決めにかかる債務名義を有している方
- ・養育費の取り決めの対象となる子ども(20歳未満の者)を現に扶養している方

補助対象経費

- ・公証人手数料令に定められた公証人手数料
- ・家庭裁判所の調停申し立てや裁判に要する収入印紙代
- ・戸籍謄本等添付書類取得費用
- ・連絡用の郵便切手代

2 養育費保証支援補助 (上限5万円) 文書による取り決めをしても養育費が確保できない場合、保証会社と契約することで養育費が確保できます。

対象者

- 1 の対象者の要件の他に、次の要件
- ・令和3年10月以降に保証会社と1年以上の保証契約を締結している方

補助対象経費

- 対象となる経費
- ・民間保証会社へ支払う初回の保証料

3 養育費回収のための強制執行手続きのサポート事業 強制執行は養育費が不払いとなった場合に、強制的に回収できる制度です。

対象者

1 の対象者の要件と同じ

サポート内容

必要書類の準備、申立書の書き方などについてのアドバイスをします。

お問い合わせ

徳島市 子ども健康課 TEL088-621-5122

徳島市沖浜東2丁目16番地 (ふれあい健康館3階)



この事業に関して詳しくはこちら

その他、『徳島市 さわやか窓口相談室』では暮らしの相談を無料で受け付けています。

弁護士相談
(無料)
電話による予約制

予約日: 毎月第1水曜日 8時30分から電話受付

相談日: 毎週水曜日及び毎月第2金曜日
13時から16時まで

内容: 法律の知識を必要とする相談
相談員: 弁護士 [相談時間は1人30分以内]

◎ 各相談日の定員は6名で、定員になり次第締め切ります。

※祝日や年末年始の休日などにより、相談日が変わる場合があります。

※相談前の手洗いや手指消毒、相談の際のマスク着用や咳エチケットの徹底をお願いします。

公証人相談
(無料)
予約不要

相談日: 毎月第3火曜日 13時から16時まで

内容: 離婚に伴う養育費等の支払い合意書、公正証書作成の手続きに関する相談

相談員: 公証人(徳島公証役場)
[相談時間は1人30分以内]

お問い合わせ 徳島市 さわやか窓口相談室

徳島市幸町2丁目5番地
(徳島市役所1階)

TEL 088-621-5200
088-621-5129

